

## (9) 福祉制度について

身体に障害のある人は、補聴器の交付等の様々な援助を受けることができます。ここでは、聴覚障害児に関する援助（福祉制度）の内容について、示します。

### ①身体障害者手帳の交付について

各自治体によって多少の違いはあるものの、おおよそ以下の流れで申請し、交付が行われます。

- ①居住地の障害福祉担当課で交付申請書を受け取り、記入する
- ②各自治体が指定した専門医師の診断を受ける（診断書の作成）
- ③居住地の障害福祉担当課に申請書・診断書・写真を提出する
- ④審査後、交付される

詳しくは、お住いの市町の障害福祉担当課にお問い合わせください。

### ②補聴器の交付について

身体障害者手帳を所持していれば、補装具（補聴器）の交付や修理を受けることができます。補聴器の交付については、以下のものが必要となります。

- ・指定医療機関の医師が作成した意見書
- ・補聴器専門店が作成した補聴器の見積書
- ・補装具交付の申請書、身体障害者手帳、源泉徴収票または納税証明書

これらを準備し、居住地の障害福祉担当課に申請を行い、判定の結果交付が決まると決定通知書と補装具交付券が送られてきます。この交付券と費用の割（自己負担金）を補聴器販売店へ持参し、その後、装用する補聴器の仮選択や機能の調整、イヤモールドの製作などを行います。

また、身体障害者手帳を所持していない軽・中等度難聴児に対して、補聴器購入費助成制度を設けている自治体もあります。助成方法や助成額は市町によって異なりますが、香川県で助成を受けることができるのは、次のすべての要件も満たす18歳未満の難聴児となっています。

- ア 香川県内に住所を有すること。
- イ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。

助成額は、補聴器の購入経費（基準価格あり）の3分の2となっており、本人の負担は3分の1となります。また、申請に必要な書類（購入前に市町に対して申請の手続きが必要）は、申請書・指定医療機関の医師による対象児の聴力検査をした上で交付した意見書・補聴器専門店が作成した見積書等となっています。申請手続き等の詳細は、市町によって異なりますので、お住いの市町の障害福祉担当課にお問い合わせください。

### ③その他の援助について

身体障害者手帳を所持していれば、補装具の交付や修理以外にも以下のような援助を受けることができます。

#### ア 経済的負担の軽減

障害児を養育している父母、又は養育者を対象に特別児童扶養手当（1級、2級）が支給されます。また、20歳未満の在宅の重度障害児を対象に障害児福祉手当があります。どちらも支給に条件がありますので、申請方法等はお住いの市町の障害福祉担当課にお問い合わせください。

#### イ 暮らしの助成・割引・免除

交通機関の運賃割引（JR運賃・電車運賃・バス運賃・航空旅客運賃・タクシー運賃等）や有料道路通行料金の割引が受けられます。また、公共料金の免除や、公共施設や民間施設の入園料・利用料が減免される場合があります。各施設の窓口で、身体障害者手帳を提示してください。

#### ウ 日常生活の援助

日常生活上の便宜を図るため、聴覚障害者用通信装置（ファックス等）や聴覚障害者用情報受信装置の給付があります。

障害程度	手当等級	身障者手帳	障害種別
・補聴器を用いても音声が識別できない (左右の500,1k,2kHzの聴力のすべてが100dB以上)	重 度	2 級	1 種
・両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上	1 級	3 級	
・両耳の聴力レベルがそれぞれ90dB以上	2 級	3 級	2 種
・両耳の聴力レベルがそれぞれ80dB以上 ・両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下	手当の支給対象外	4 級	
・両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上 ・一側耳の聴力レベルが90dB以上,他側耳の聴力レベルが50dB以上		6 級	